五一八　査証手続の簡素化に関する日本国政府とインド共和国政府との間の覚書に関する件　一七　特28　一

五一九　千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約及び千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の附属書の改正に関する件　二一　270　一

五二〇　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の附属書Ⅰの改正に関する件　二一　270　四一

五二一　強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の効力発生に関する件　二二　271　四六

五二三　残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A、B及びCの改正に関する件　二四　274　一〇

五二四　国際金融公社協定の一部改正に関する件　二七　四

五二五　実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約へのセントビンセント及びグレナディーン諸島の加入に関する件　二七　四

五二六　感染症病院建設計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　四

五二七　ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二七　四

五二八　HIV・AIDS対策計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二八　四

五二九　パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二八　四

五三〇　スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件　二八　278　四四

○財　務　省

三八七　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十二年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　二　254　三六

三八八―三九四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　三　256　一〇

三九五―三九七　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　三　256　一六

三九八　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　三　256　一七

三九九―四〇二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　260　一

四〇三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　260　三

四〇四　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　260　三

四〇五―四〇七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　260　三

四〇八　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　一五　四

四〇九　特許印紙の形式の全部を改正する件　二一　270　八〇

四一〇―四一一　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二四　274　一二

四一二　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　二七　四

四一三　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　二七　四

四一四　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年十一月三十日までの輸入数量を告示する件　二八　四

四一五　平成二十二年度の初日から平成二十二年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　二八　五

四一六　平成二十二年度の初日から平成二十二年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　五

四一七　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二八　五

四一八　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二八　五

四一九　関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件　二八　278　四九

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

三　中小企業団体の組織に関する法律施行規則第六十五条第三号及び第五号の規定に基づき、主務大臣が指定する社債等の一部を改正する告示　二八　278　五〇